

むつ市議会第242回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

令和元年12月20日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第97号 むつ市新希望のまち基金条例
- 第2 議案第98号 工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第3 議案第99号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第4 議案第100号 下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例
- 第5 議案第101号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第102号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第103号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第104号 むつ市大畑地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第105号 むつ市漁港管理条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第106号 むつ市児童館条例を廃止する条例
- 第11 議案第107号 指定管理者の指定について（むつ市下北自然の家）
- 第12 議案第108号 指定管理者の指定について（むつ運動公園外1施設）
- 第13 議案第109号 指定管理者の指定について（大畑中央公園）
- 第14 議案第110号 指定管理者の指定の変更について
（むつ市ウェルネスパークの指定管理者の指定の期間を変更するためのもの）
- 第15 議案第111号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第16 議案第112号 市道路線の廃止について
- 第17 議案第113号 市道路線の認定について
- 第18 議案第114号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（大間町）
- 第19 議案第115号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（東通村）
- 第20 議案第116号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（風間浦村）
- 第21 議案第117号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（佐井村）
- 第22 議案第122号 令和元年度むつ市介護保険特別会計補正予算

【各常任委員会からの申し出】

- 第23 各常任委員会の所管事務継続審査について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	富岡	直哉
5番	村中	浩明	6番	佐藤	広政
7番	濱田	栄子	8番	山本	留義
9番	斉藤	孝昭	10番	富岡	幸夫
11番	東	健而	12番	野中	貴健
13番	佐賀	英生	14番	原田	敏匡
15番	岡崎	健吾	16番	浅利	竹二郎
17番	佐々木	肇	18番	鎌田	ちよ子
19番	住吉	年広	20番	白井	二郎
21番	佐々木	隆徳	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	鎌田	光治
副市長	川西	伸二	教育長	氏家	剛人
公営企業 管 理 者	花山	俊春	代 監 査 委 員	齊藤	秀久
総務部長	村田	尚	企 画 政 策 長	吉田	和久
財務部長	吉田	真	財 務 部 務 監 策 監	樋山	政之
民生部長	中里	敬	福 祉 部 長	瀬川	英之
健 康 福 祉 推 進 部 長	佐藤	孝悦	子 ども 福 祉 部 長	須藤	勝広
経済部長	佐藤	節雄	都 市 整 備 長	光野	義厚
川内庁舎 所 長	二本柳	茂	大 畑 庁 舎 長	立花	一雄
協 野 沢 庁 舎 所 長 経 済 プ ロ ン シ ョ ン 推 進 モ ー ト ー	浜田	一之	会 管 理 計 者	野藤	賀範
選 挙 管 理 会 委 員 局 長 事 務 局 長	木村	善弘	監 査 委 員 長	田中	宏司

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

- 議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。
- ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

- 議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

12月12日、各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長からそれぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

- 議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第22 委員長報告、 質疑、討論、採決

- 議長（大瀧次男） 日程第1 議案第97号 むつ市新希望のまち基金条例から、日程第22 議案第122号 令和元年度むつ市介護保険特別会計補正予算までの22件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長から報告を求めます。

まず、議案第97号から議案第99号まで、議案第101号から議案第104号まで、議案第107号、議案

第111号及び議案第114号から議案第117号までについて、総務教育常任委員長の報告を求めます。
総務教育常任委員長。

（13番 佐賀英生議員登壇）

- 13番（佐賀英生） 総務教育常任委員会に付託されました議案13件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案のうち、議案第103号につきましては、反対討論がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、ほか12議案につきましては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第97号 むつ市新希望のまち基金条例についてであります。理事者側から、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金を財源として、地域の振興に資する事業に活用するため基金を設置するものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第98号 工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてありますが、理事者側から、工業標準化法の一部改正により、日本工業規格の名称が日本産業規格に改められたことに伴い、関係条例の整理をするためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第99号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例についてありますが、理事者側から、本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い創設される、会計年度任用職員の勤務条件や

給与等を規定するため、関係条例の整備をするものであり、主な改正内容は、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員の身分や任期等を明確化するほか、期末手当の支給を含めた報酬等の支給、懲戒処分等について規定するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、採用方法について質疑があり、理事者側から、競争試験あるいは面接や書類による選考を経て採用することになるとの答弁がありました。

また同じ委員から、新制度導入後の雇用条件が改善されることにより、市内の企業等を辞めて応募する方が増え、任用職員の増員が考えられるが、そのような観点から地域経済に与える影響を分析したのかとの質疑があり、理事者側から、地域経済に与える影響等についての分析はしていないが、雇用条件の改善により応募人数の増加を予想しているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、むつ市職員組合との交渉はどうなったのかとの質疑があり、理事者側から、2回の交渉を経て12月5日に妥結しているとの答弁がありました。

また別の委員から、会計年度任用職員も地方公務員法が適用されるが、条件付採用期間はどうかとの質疑があり、理事者側から、条件付採用期間は1カ月であるとの答弁がありました。

また同じ委員から、正規職員が減り非正規職員が増えることが危惧されるがどう認識しているのかとの質疑があり、理事者側から、これまでと変わらず、各担当課とのヒアリングを基に必要な人数を任用していくとの答弁がありました。

次に、議案第101号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、理事者側から、青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み、市職員の給料月額等を改正するほか、勤務1時間当たりの給与額の算出

方法を改めるためのものであり、この改正による一般会計における給与改定分の影響額は、給料や期末勤勉手当等の合計で約1,206万円の増となるとの説明がありましたが、これに対し、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第102号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、理事者側から、市長等の特別職職員の期末手当の支給割合を改定するためのものであり、この改正による財政への影響額は、一般会計において、約17万円の増となるとの説明がありましたが、これに対し、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第103号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、理事者側から、市議会議員の期末手当の支給割合を改定するためのものであり、この改定による財政への影響額は、約36万円の増となっているとの説明がありました。

これに対し委員から、期末手当の年間支給月数が引き上げられるのかとの質疑があり、理事者側から、年間支給月数を0.05月分引き上げて合計3.25月分とするため改正するものであるとの答弁がありました。

次に、議案第104号 むつ市大畑地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についてですが、理事者側から、むつ市役所大畑庁舎の移転に併せて、集会スペース機能を新庁舎へ移し、大畑町コミュニティセンター施設を廃止することとしたことから、所要の条文整備をするものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第107号 指定管理者の指定についてですが、理事者側から、むつ市下北自然の家指定管理者を引き続き、一般財団法人むつ市教育振興会に指定し、指定期間については令和

2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とするとの説明がありました。

これに対し委員から、利用者からの意見や要望に応えるための連携について質疑があり、理事者側から、利用者を確保するための方策や、子どもから大人まで楽しく過ごせるプログラムの作成をお願いしているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、施設の運営に必要とされる社会教育主事の人材確保、育成等についてどのように考えているのかとの質疑があり、理事者側から、社会教育主事については、個人の資格であり育成は難しいが、人材の確保については、市の退職者や教員など、当該資格を有している方を把握し、切れ目なく配置できるよう協力していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第111号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組規約の変更についてであります。理事者側から、来年3月31日をもって、三戸郡福祉事務組合が解散することに伴い、関係地方公共団体と協議するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第114号から議案第117号までの定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてであります。理事者側から、これらの協定は、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村との間において締結している当該協定について、下北人材育成確保プロジェクトを追加し、既に事業が終了している視聴覚ライブラリー事業を廃止するものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第100号、議案第105号、議案第112号及び議案第113号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（11番 東 健而議員登壇）

○11番（東 健而） おはようございます。産業建設常任委員会に付託されました議案4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第100号 下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例についてであります。理事者側から、下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること、及び水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者の指定に係る更新制を導入すること等について、令和2年4月1日より施行するため関係条例の整備をするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、指定給水装置工事事業者の指定の更新時期についての質疑があり、理事者側から、これまでは初回登録申請のみで廃業するまで登録されていたが、今後は5年ごとの更新が必要となるとの答弁がありました。

また別の委員から、指定給水装置工事事業者の更新手数料についての質疑があり、理事者側から、登録に係る事務費や人件費等を積算し直し、下水道事業における更新手続きの手数料の額と合わせた設定としているとの答弁がありました。

次に、議案第105号 むつ市漁港管理条例の一部を改正する条例についてであります。理事者

側から、漁港漁場整備法第34条第4項に規定する模範漁港管理規程例の一部改正に伴い、漁港施設の占用許可の期間の上限を3年から10年に改めるものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、改正に当たり利用者の利点についての質疑があり、理事者側から、継続して長く利用することができるため、利用者が使いやすいようになるとの答弁がありました。

また別の委員から、過去の占用の事例について質疑があり、理事者側から、漁港内の電柱や漁業で使用している、かごの洗浄施設等があるとの答弁がありました。

また別の委員から、漁港内での試験的な養殖を行う場合も占用に該当するのかとの質疑があり、理事者側から、これまでに事例はないが、市が管理する漁港内であれば対象となるとの答弁がありました。

次に、議案第112号 市道路線の廃止についてであります。理事者側から、横迎町1号線の起点となっている交差点の五差路状態を解消するため、この起点を国道から市道へ変更するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、廃止の理由について再確認する質疑があり、理事者側から、現在のこの路線にコンビニエンスストアができ、店舗に出入りする車輛が増えると交差点が危険となるため、五差路の解消を目的として起点を変更するものであるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、市道認定に当たっては、地域間で格差が生じないように配慮しながら今後の行政運営を考えていただきたいという意見がありました。

また別の委員から、廃止する部分の占用料はいくらかとの質疑があり、理事者側から、廃止後は法定外公共物として年額2万1,000円の占用料で民間の方に貸すことになるとの答弁がありました。

た。

次に、議案第113号 市道路線の認定についてであります。理事者側から、前議案で廃止した横迎町1号線の起点を変更し再度認定するほか、国道338号バイパスに接続予定の川守連絡2号線、市有道路敷を整備した7路線及び開発行為により市に帰属した5路線を認定するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、市道認定の基準についての質疑があり、理事者側から市町村道については、各自治体の裁量に任せられているとの答弁がありました。

また別の委員から、今回認定される路線について未舗装部分があれば舗装工事を行うのかとの質疑があり、理事者側から、未舗装の川守連絡2号線については国道338号バイパスが開通してから舗装整備予定となるとの答弁がありました。

また別の委員から、今回認定された市道の除雪体制についての質疑があり、理事者側から、これまでも除雪しているが、今回認定の道路とそれに帰属する新しい道路についてもすべて除雪する予定であるとの答弁がありました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第106号、議案第108号から議案第110号まで及び議案第122号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（16番 浅利竹二郎議員登壇）

○16番（浅利竹二郎） 民生福祉常任委員会に付託されました議案5件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委

員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第106号 むつ市児童館条例を廃止する条例についてであります。理事者側から、児童館における児童保育サービスを放課後児童健全育成事業に一元化することに伴い、来年3月31日をもってむつ市立中島児童館外2施設を廃止するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、児童館の廃止となかよし会への移行について、利用者への説明や話し合いを行い、理解を得られているのかとの質疑があり、理事者側から、大畑地区で2回の説明会を実施したが反対意見がなかったことから、理解は得られているものと考えているとの答弁がありました。

また別の委員から、大畑庁舎の移転に伴う大畑小学校の工事が行われているが、空き教室の確認はできているのかとの質疑があり、理事者側から、大畑小学校と調整し、2つの空き教室を利用することを確認しているとの答弁がありました。

さらに別の委員から、学童保育制度は保護者の立場にたって進められるべきと思うが、不公平感が生じないようになっているのかとの質疑があり、理事者側から、児童館の使用料となかよし会の会費が異なっている現状から、同じような運営をしている学童保育制度の不均衡を見直すため、本提案を行ったものであるとの答弁がありました。

次に、議案第108号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、むつ運動公園外1施設の管理について、指定管理者を指定するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第109号 指定管理者の指定につい

てであります。理事者側から、大畑中央公園の管理について、指定管理者を指定するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、現在指定管理されている兎沢スキー場の冬期間における職員の配置について質疑があり、理事者側から、兎沢スキー場については今年度で廃止したい旨の住民説明会を行うとともに、その手続きを進めており、冬期間雇用の職員を4名減で積算しているとの答弁がありました。

また別の委員から、指定管理期間の3年間で当該施設に係る改修等の計画はあるのかとの質疑があり、理事者側から、これまで利用者が施設を安全に使用できるように修繕を行っており、改修計画等は作成していない。突発的な修繕等が発生すれば、不便を来さないよう対応していくとの答弁がありました。

次に、議案第110号 指定管理者の指定の変更についてであります。理事者側から、むつ市ウェルネスパークの指定管理者の指定の期間を令和3年3月31日まで1年間延長するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、むつ市総合アリーナを指定管理に合わせることにについての質疑があり、理事者側から、隣接するむつ市ウェルネスパークとむつ市総合アリーナを一括して指定管理することにより、施設の効率的な運営が図られるとの答弁がありました。

次に、議案第122号 令和元年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。理事者側から、介護保険特別会計に関する職員人件費の変更に伴う508万1,000円の増額補正であり、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、66億1,469万7,000円となるものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、職員が1名増加する理由

について質疑があり、理事者側から、高齢者からの相談業務が多くなったことから、社会福祉士を1名増員したものであるとの答弁がありました。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時45分まで暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました22議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第97号

○議長（大瀧次男） まず、議案第97号 むつ市新希望のまち基金条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第97号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第98号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第98号 工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第98号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第99号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第99号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第99号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第100号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第100号 下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第100号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第101号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第101号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に

入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第101号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第102号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第102号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第102号は委員長報告のとおり可決され

ました。

◇議案第103号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第103号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。2番工藤祥子議員。

（2番 工藤祥子議員登壇）

○2番（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。議案第103号について反対討論を行います。

本案は、市議会議員の期末手当の支給割合を改定するためのもの、つまり夏と冬の手当を同じ率にする改定であるとともに、増額となっています。今日消費税増税により地域経済はさらに落ち込み、実質賃金下がっていること、その上年金、医療、介護の連続的改定等で暮らしが追い詰められていること、このような状況がある中、市議会議員の増額改定には賛成できません。

○議長（大瀧次男） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第103号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者19人、起立しない者2人）

○議長（大瀧次男） 起立多数であります。よって、議案第103号は委員長報告のとおり可決されました。

た。

◇議案第104号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第104号 むつ市大畑地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第104号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第105号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第105号 むつ市漁港管理条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第105号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第106号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第106号 むつ市児童館条例を廃止する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第106号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第107号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第107号 指定管理者の指定について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市下北自然の家の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第107号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第108号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第108号 指定管理者の指定について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ運動公園外1施設の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第108号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第109号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第109号 指定管理者の指定について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、大畑中央公園の指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第109号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第110号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第110号 指定管理者の指定の変更について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市ウェルネスパークの指定管理者の指定の期間を変更するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第110号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第111号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第111号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合格約の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第111号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第112号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第112号 市道路線の廃止について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第112号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第113号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第113号 市道路線の認定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第113号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第114号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第114号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結につい

て、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、大間町との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を改め、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第114号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第115号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第115号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、東通村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を改め、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第115号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第116号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第116号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、風間浦村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を改め、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第116号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第117号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第117号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結につい

て、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、佐井村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を改め、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第117号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第122号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第122号 令和元年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第122号は委員長報告のとおり可決されました。

**◎日程第23 各常任委員会の所管事務
継続審査について**

○議長（大瀧次男） 次は、日程第23 各常任委員会の所管事務継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第112条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、審査終了まで閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、審査終了まで閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、審査終了まで閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（大瀧次男） これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第242回定例会を閉会いたします。

午前11時12分 閉会